

公害防止協定に基づく広域支援説明会 次第

平成 25 年 12 月 7 日(土)
午 前 10 時 開 催
西 多 摩 衛 生 組 合

- 1 西多摩衛生組合管理者あいさつ

- 2 小金井市長あいさつ

- 3 小金井市からの広域支援の依頼について
 - (1) 広域支援依頼に伴う対応経過等

 - (2) 広域支援依頼に伴う措置対応等

- 4 質疑応答

1. 広域支援に伴う事務手続きについて

(1) 公害防止協定

① 西多摩衛生組合の公害防止協定第1条第3号(抜粋)
工場に搬入するごみは、西多摩衛生組合が構成する青梅市、福生市、羽村市及び瑞穂町の行政区域内から排出された可燃ごみ及び、西多摩衛生組合が別に加盟する「多摩地域ごみ処理広域支援体制」に基づき相互支援のために持ち込まれるごみとする。なお、**後者については、羽村九町内会自治会生活環境保全協議会・瑞穂町環境問題連絡協議会に連絡し**

見解

② 公害防止協定第1条第3号の運用に係る見解(平成10年10月1日 西衛発第106号 西多摩衛生組合→羽村九町内会自治会生活環境保全協議会・瑞穂町環境問題連絡協議会へ通知)

- 1 多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書第2条第1号については、他の焼却施設の火災等、予測できない状況下での搬入依頼であることから西多摩衛生組合としては、情報収集を行い可能な限り、速やかに羽村九町内会自治会生活環境保全協議会・瑞穂町環境問題連絡協議会へ報告する。
なお、この場合、**緊急事態ということから報告について搬入措置以後となることもあるが、必要により協議会との話し合いのうえ、その後の措置を講じて参りたい。**
- 2 多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書第2条第2号については、予め計画された上での搬入依頼であることから事前に羽村九町内会自治会生活環境保全協議会・瑞穂町環境問題連絡協議会に報告し、必要により羽村九町内会自

(2) 多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱(平成22年1月29日改正)

① 多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱第16条(抜粋)
(協力の必要な事態)
第16条 協力の必要な事態とは、次のとおりとする。ただし、原則として年末年始・休日を除く。
(1) 緊急事態・不慮の事故等による突発的な施設停止、または処理能力が著しく低下した場合をいう。
(2) 事前予測可能事態・施設の定期点検整備または改修工事、更新、新設であらかじめ計画された事態をいう。
(3) 前号に規定する、新設であらかじめ計画された事態とは、一般廃棄物処理基本計画等に基づき、ごみ処理施設の建設計画が市町村等において、決定されている場合をいう。

第16条に該当するか疑義が生じた場合

② 多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱第22条(抜粋)
(疑義が生じた場合)
第22条 本要綱に定めのないこと又は定められたことに疑義が生じた場合は、ブロック会及びブロック協議会で協議するものとする。
2 前項の規定により協議した結果、第16条に規定のない事態が発生した場合の支援にあつては、東京都市町村清掃協議会並びに三多摩清掃施設協議会を開き、支援の必要性を認定したのち、支援可能な市町村長等の同意をもって、暫定的な支援を行うことができる。
3 前項の暫定的な支援とは、相互扶助の観点から「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書」の枠組みを越え、緊急避難的に可能な限り支援を行うことをいう。
4 第2項の支援を行うごみ処理委託業務に係る費用は、当事者間で協議のうえ決定するものとする。

合同会議開催

③ 要綱第22条第2項に基づき、東京都市町村清掃協議会、三多摩清掃施設協議会合同会議を開催(平成22年度分～平成25年度分)
会議結果

- 多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱第16条に規定のない事態であるが、同要綱第22条により**多摩地域全体で支援の必要性があるという認識を共有した。共通認識**
- ①「三多摩はひとつなり」の基本理念に基づき、東京たま広域資源循環組合で焼却灰等の最終処分を行っていること
- ②相互扶助の観点から小金井市の支援が必要であること

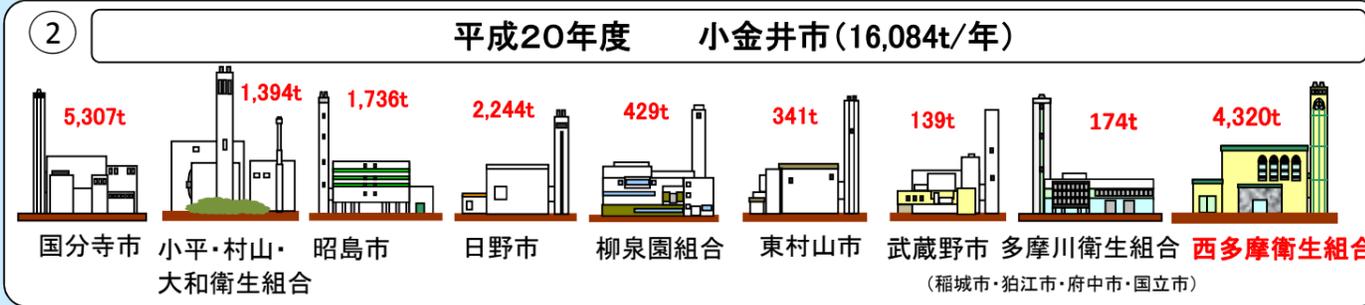
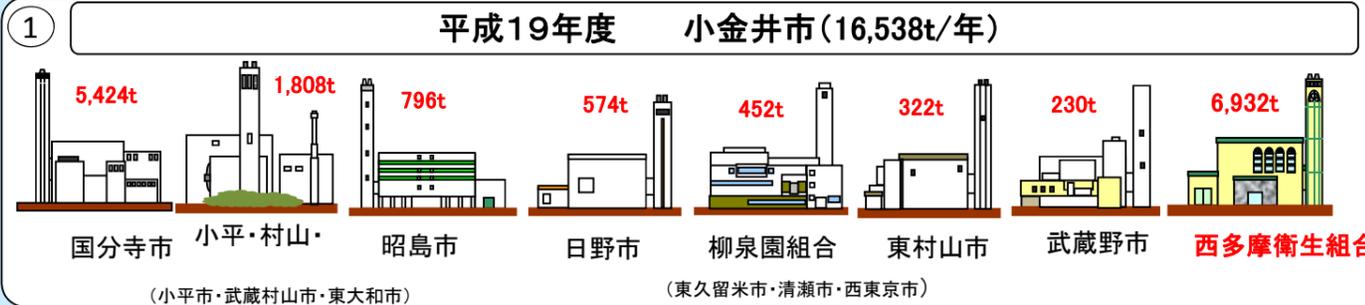
直接交渉

④ 多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱第22条第4項に基づき、支援依頼団体(小金井市)と直接交渉を行う。

⑤ 多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱第22条に基づく広域支援の状況(平成21年度～平成24年度)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
①八王子市 3,303t	①八王子市 1,506t	①八王子市 432t	①三鷹市 1,499t
②三鷹市 789t	②昭島市 1,953t	③昭島市 393t	②昭島市 1,641t
③昭島市 1,695t	③日野市 2,447t	⑤日野市 794t	③日野市 1,667t
④日野市 2,242t	④多摩川衛生組合 7,481t	⑥国分寺市1,002t	④多摩川衛生組合 7,463t
⑤国分寺市 3,854t		⑦多摩川衛生組合 8,923t	
⑥多摩川衛生組合 1,930t		⑧多摩ニュータウン環境組合 436t	
合計 13,813t	合計 13,387t	合計 12,580t	合計 12,270t

2. 過去の小金井市の広域支援の状況 (要綱第16条での広域支援)



③ 西多摩衛生組合の対応(平成20年度)

- 主な契約内容
 - ① 受入量 4,800t/年以内[実績 4,319.68t(平成21年2月末まで)]
 - ② 搬入経路 新青梅街道(瑞穂町経由)～西多摩衛生組合
 - ③ 契約単価 48円/kg
 - ④ **小金井市と国分寺市で可燃ごみを共同処理する新焼却施設の建設に係るスケジュールの進捗状況確認**

④ 新焼却施設建設スケジュール主要確認項目

- 平成20年6月末
小金井市新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会答申の受理期限
6月28日 二枚橋焼却場用地にて答申
- 平成20年8月末
小金井市と国分寺市が共同処理する新施設建設に向けた覚書締結期限
8月19日 覚書(その3)締結
- 平成21年2月末
新施設建設場所決定されず

平成21年2月末までに、小金井市と国分寺市が共同処理する新施設建設場所が正式に決定されなかったため、**小金井市から西多摩衛生組合に依頼のあった広域支援を取り下げる申し出があり、中断となった。**

3. 小金井市からの広域支援依頼内容 (平成25年11月15日)

(1) 広域支援依頼の内容

- ① 広域支援依頼量 : 2,000t
- ② 広域支援依頼期間 : 平成25年12月下旬から平成26年3月末まで

平成25年度の広域支援状況等

(単位:t)

支援先	処理委託期間	支援量 (搬入制限)	10月31日までの 搬入量 (実績)	備考(構成市等)
多摩川衛生組合	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日	8,000	6,235	構成市:稲城市・狛江市・府中市・国立市
昭島市	平成25年7月1日～ 平成26年3月31日	1,800	987	
国分寺市	平成25年12月5日～ 平成26年3月31日	1,200	0	
合計①		11,000	7,222	
平成25年度家庭系可燃ごみ発生見込み量②		13,000		
差し引き残量③=②-①		2,000		

(2) 日野市、国分寺市及び小金井市の可燃ごみ共同処理に向けた状況

- ① 平成25年3月13日
日野市、国分寺市、小金井市で可燃ごみの広域化を進めるとした覚書を添えて、日野市、国分寺市、小金井市地域循環型社会形成推進地域計画(以下、「地域計画」という。))を、東京都を通じて環境省へ提出した。

主な、地域計画の内容

- 基本的な方向
日野市・国分寺市・小金井市地域においては日野市に本地域全域の可燃ごみを処理する焼却施設を整備し、地域全体の適正な処理を推進するものとする。
- 建設場所
日野市、旧し尿処理施設の跡地。
- 施設規模
290t/日(145t炉×2基)
- 事業スケジュール
平成31年度中に稼働予定。

- ② 平成25年4月1日及び平成25年5月15日
地域計画を提出したことにより、環境省より循環型社会形成推進交付金(補助金)の内示。

- ③ 平成25年12月
日野市、国分寺市、小金井市で提出した、地域計画に基づき、施設整備に係る計画支援事業(施設基本設計・環境アセスメント)の手続開始。(予定)

4. 可燃ごみ共同処理事業の進捗と多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱との比較

多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱第16条(抜粋)

(協力の必要な事態)

第16条 協力の必要な事態とは、次のとおりとする。ただし、原則として年末年始・休日を除く。

- (1) 緊急事態・不慮の事故等による突発的な施設停止、または処理能力が著しく低下した場合をいう。
- (2) 事前予測可能事態・施設の定期点検整備または改修工事、更新、新設であらかじめ計画された事態をいう。
- (3) 前号に規定する、新設であらかじめ計画された事態とは、一般廃棄物処理基本計画等に基づき、ごみ処理施設の建設計画が市町村等において、決定されている場合をいう。

多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱第22条(抜粋)

(疑義が生じた場合)

第22条 本要綱に定めのないこと又は定められたことに疑義が生じた場合は、ブロック会及びブロック協議会で協議するものとする。

- 2 前項の規定により協議した結果、第16条に規定のない事態が発生した場合の支援にあつては、東京都市町村清掃協議会並びに三多摩清掃施設協議会を開き、支援の必要性を認定したのち、支援可能な市町村長等の同意をもって、暫定的な支援を行うことができる。
- 3 前項の暫定的な支援とは、相互扶助の観点から「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書」の枠組みを越え、緊急避難的に可能な限り支援を行うことをいう。
- 4 第2項の支援を行うごみ処理委託業務に係る費用は、当事者間で協議のうえ決定するものとする。

平成25年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成26年1月	2月	3月
平成25年2月8日、施設協及び清掃協議会合同会議において、要綱第22条により多摩地域全体で支援の必要性があるという認識を共有		○平成25年3月 = 日野市、国分寺市、小金井市の可燃ごみの共同処理を進める地域計画を環境省へ提出。 3市で共同処理する可燃ごみ処理施設は、日野市内の旧し尿処理施設の解体跡地に建設する予定。										小金井市は、平成26年1月から3月までの間に、平成26年度の広域支援について、要綱第16条に基づき支援依頼をする予定		
		○平成25年4月、5月 = 地域計画の提出に伴う、循環型社会形成推進交付金(補助金)の内示。												
		○平成25年12月 = 上記の共同処理に向けた、地域計画に基づく具体的な計画支援事業(施設基本設計・環境アセスメント)の手続開始。(予定)												

小金井市の広域支援の現状

平成25年度末までの広域支援は要綱第22条による支援

可燃ごみ共同処理事業の進捗状況に対する広域支援の実態

要綱第22条による支援 ← 要綱第16条(2)・(3)に該当していると判断できる状況になる → 要綱第16条に該当 →

※ 平成25年度の小金井市の広域支援については、施設協及び清掃協の合同会議において、広域支援要綱第22条に基づき支援することが決定されている。また、このことにより、小金井市は広域支援依頼の事態が要綱第16条に該当する状況になったとしても、平成25年度の広域支援は要綱第22条で対応することしかできない状況である。

5. 西多摩衛生組合の対応経過について

- (1) 平成25年10月8日 西多摩衛生組合構成市町清掃担当部課長会議
小金井市環境部長より広域支援の打診及び可燃ごみ共同処理について、情報提供を受ける。
- (2) 平成25年10月15日 構成市町の意見集約
広域支援依頼があった場合は、支援受託をする方向で調整していくことの意見集約となった。
(詳細は、下記 I のとおり)
- (3) 平成25年10月18日
西多摩衛生組合構成市町の意見集約を踏まえ、羽村・瑞穂両協議会会長へ小金井市のごみ処理状況について、情報提供を開始する。
- (4) 平成25年10月24日・10月25日
羽村九町内会自治会生活環境保全協議会総務会(10月24日)、瑞穂町環境問題連絡協議会代表理事会(10月25日)へ小金井市の広域支援の打診状況及び可燃ごみ共同処理について、情報提供をする。また、今後の対応等について、意見集約をお願いする。
- (5) 平成25年11月7日 西多摩衛生組合幹事会
小金井市の広域支援のごみ処理状況及び可燃ごみ共同処理について、情報を整理するとともに、今後の対応について、意見集約をする。
- (6) 平成25年11月7日・11月14日
瑞穂町環境問題連絡協議会役員全員(11月7日)、羽村九町内会自治会生活環境保全協議会役員全員(11月14日)を対象とした説明会を開催し、小金井市の広域支援の打診状況及び可燃ごみ共同処理について、情報提供をする。また、今後の対応等について、意見集約をお願いする。(意見集約の詳細は、右記 II のとおり)
- (7) 平成25年11月15日 西多摩衛生組合及び西多摩衛生組合構成市町
小金井市より広域支援依頼を受ける。
○ 支援依頼期間 平成25年12月下旬～平成26年3月末 支援依頼量 2,000トン
- (8) 平成25年11月15日 西多摩衛生組合正副管理者会議
広域支援の受入れについて、Ⅲのとおりの内容で機関決定した。
- (9) 平成25年11月18日
公害防止協定に基づき、羽村・瑞穂両協議会へ、搬入措置対応について、話し合いの申し入れをする。
- (10) 平成25年11月27日 西多摩衛生組合議会全員協議会へ報告
- (11) 平成25年11月28日～30日 「にしまエコにゆうす」を配布

I 西多摩衛生組合構成市町の意見集約

小金井市、国分寺市、日野市の可燃ごみ共同処理事業が明確化することを前提として、多摩地域のごみ処理行政の基本理念「三多摩はひとつなり」の考え方や相互扶助の観点及び多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定の趣旨を踏まえて、当組合で小金井市の可燃ごみを受託する方向で調整すべきである。
なお、受け入れの実施に当たっては、事前に羽村・瑞穂両協議会への十分な説明を行い、意見を反映した上での受け入れを進めるべきと考える。

II 小金井市のごみ処理に関する情報提供に対する

羽村九町内会自治会生活環境保全協議会並びに瑞穂町環境問題連絡協議会の対応について
平成25年11月15日

- 1 今回の小金井市からの広域支援の打診については、情報提供という形ではあるものの、いち早く両協議会に説明をするということで、課題を両協議会と共有し解決をしていきたいという西多摩衛生組合の対応姿勢は、理解できる。
- 2 小金井市の置かれたごみ処理の窮状や相互扶助に基づく広域支援の必要性については、両協議会としても、理解できる。
- 3 小金井市のごみ行政の現状は、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱第16条に規定する。「協力の必要な事態」の適用には当てはまらない状況であると考えている。(同第22条該当)
- 4 また、平成19年・20年度に受託した小金井市の広域支援において契約条件が反故され、中断した経過があり、小金井市のごみ行政について、両協議会としても、不信感が残っている現状である。

これらのことを踏まえて、今後、小金井市から正式な広域支援要請がなされ、受託する場合には、下記の条件を付けることとしたい。

- ① 今回の広域支援については、あくまでも、緊急・避難として臨時的にやむを得ず受け入れるものとする。
- ② 支援受託をする場合は、日野市・国分寺市・小金井市の共同処理事業が明確化され、具体的な予算が議会で可決されたことを見極めてから、支援開始をすること。(実質、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱第16条該当)
- ③ 広域支援受託に伴い、ごみ焼却量が増えることから、燃焼管理に十分に配慮し、さらなる、周辺環境への負荷を低減するための努力をすること。
- ④ 広域支援受託に伴い、周辺環境整備等についてもより一層の努力をすること。
- ⑤ 周辺住民への説明会を実施すること。

- ・ 両協議会は上記内容で各々の機関で決定をした。
- ・ なお、周辺住民説明会等での意見・要望については、別途両協議会で話し合う。

Ⅲ 西多摩衛生組合正副管理者会議の機関決定

- (1) 小金井市の広域支援依頼受託の可否
多摩地域における清掃行政の「三多摩はひとつなり」の基本理念及び相互扶助の観点から緊急避難的に支援受託をする。ただし、ごみの受入れ開始時期は、日野市・国分寺市・小金井市の可燃ごみ共同処理事業において、施設整備に係る計画支援事業の手続きが開始されたことを見極めてから、受入れを開始する。
- (2) 支援受託の根拠
 - ① 西多摩衛生組合の公害防止協定等を順守することが出来ることを確認した。
 - ② 西多摩衛生組合構成市町のごみ処理を最優先とし、日常のごみ焼却に支障を与えない範囲で広域支援受託が可能であると判断し、環境センターの維持管理上においても影響が生じないことを確認した。
 - ③ 羽村・瑞穂両協議会の方針として、一定の条件はあるものの、支援受託に理解をすることで、意見集約されている。
 - ④ 日野市・国分寺市・小金井市の共同処理事業の進捗状況について、「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱」と比較したところ、平成25年12月に地域計画に基づく具体的な計画支援事業の手続きが開始された場合には、実質的に実施要綱第16条に定める「協力の必要な事態」に、該当していると判断できること。

6 広域支援依頼に伴う措置対応について

1 措置対応の内容について

- (1) ごみ搬入量は、支援受託に伴い 2,000 トン増加 します。
- (2) 小金井市のごみ搬入日数は期間中 延べ 44 日間 です。
- (3) 搬入曜日は、原則 火・水・金・土曜日 の週 4 日間 となります。 ※ 但し 12 月 30 日(月)については搬入予定です。
- (4) 搬入車両については、2 または 3 トン車 を使用し、支援期間中に延べ 1,131 台 を予定しています。
※ 1 日平均 26 台、最大 40 台を予定。
- (5) 搬入時間は、8:30 から概ね 16:00 まで とします
- (6) 環境対策としては、公害防止協定を順守 します。
- (7) 支援分の可燃ごみ(2,000 トン)については、4 カ月間で 14 日間、2 炉稼働日を増加 させることにより適正な維持管理が図れるものと判断しています。

平成 25 年 12 月～平成 26 年 3 月 当初・広域支援受託後比較

	当初計画	支援受託後	増減
ごみ搬入量(t)	14,216	16,216	+2,000
構成市町(t)	14,216	14,216	±0
広域支援(t)	0	2,000	+2,000
総日数(日)	121	121	±0
1炉稼働日数(日)	73	59	-14
2炉稼働日数(日)	27	41	+14
全炉停止日数(日)	21	21	±0
運転炉数(炉)	127	141	+14

2 搬入ルートについて

- (1) 過去の広域支援では、新青梅街道から羽村方面に進行するルートと、国道 16 号線から羽村方面に進行する 2 通りのルートを使用してきました。何れのルートを使用した場合でも、交通渋滞等はなかったことから、今回の支援においても問題はないものと判断しています。

広域支援搬入ルート図



3 運転計画の変更について

- (1) 支援期間の工事日程(定期補修工事・DCS 更新工事)については、既に日程調整等が進捗しているため、日程変更は行いません。(表中 **黒色・茶色部**)
- (2) 構成市町のごみ処理は、当初計画に基づいて実施します。(表中 **青色部**)
- (3) 広域支援の搬入総量は、4 カ月間で 2,000 トンです。(表中 **黄色部**)
※ 全炉停止期間(1 月 20 日～2 月 9 日)は広域支援分の搬入はありません。(構成市町優先)
- (4) 当初計画において、停止期間であった下記の期間を、運転することにより、支援ごみ処理に対応します。(表中 **赤色部**)

① 12 月 31 日～1 月 5 日の間 3 号炉連続運転
(6 日間の稼働増 160 トン × 6 炉 = 960 トン)

② 3 月 24 日から 2 号立上
(8 日間の稼働増 160 トン × 8 炉 = 1,280 トン)

平成 25 年 12 月～平成 26 年 3 月 焼却炉運転計画(案) 小金井市広域支援受託の場合

12 月	12/1	12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8	12/9	12/10	12/11	12/12	12/13	12/14	12/15	12/16	12/17	12/18	12/19	12/20	12/21	12/22	12/23	12/24	12/25	12/26	12/27	12/28	12/29	12/30	12/31	小計	合計
搬入予定量	0	385	277	130	185	255	0	0	385	268	123	202	297	0	0	395	280	117	211	256	0	434	319	135	209	389	0	0	200	5,452.00	5,773.00		
焼却予定量	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	4,960.00	5,840.00
ごみピット残量	1,921	2,146	2,263	2,233	2,258	2,353	2,193	2,033	2,258	2,366	2,329	2,371	2,508	2,348	2,188	2,423	2,543	2,500	2,551	2,697	2,584	2,424	2,698	2,927	2,972	2,941	3,074	2,764	2,444	2,334	2,014		

1 月	1/1	1/2	1/3	1/4	1/5	1/6	1/7	1/8	1/9	1/10	1/11	1/12	1/13	1/14	1/15	1/16	1/17	1/18	1/19	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	1/27	1/28	1/29	1/30	1/31	小計	合計
搬入予定量	0	0	0	0	0	450	380	150	280	300	0	0	350	240	104	176	239	0	0	315	215	102	173	243	0	0	325	220	107	171	245	4,785.00	5,267.00
焼却予定量	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	2,985.00	5,165.00
ごみピット残量	1,694	1,374	1,054	779	459	589	719	612	572	605	328	8	38	80	81	97	223	105	0	315	530	632	805	1,048	1,048	1,048	1,373	1,593	1,700	1,871	2,116		

2 月	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	2/9	2/10	2/11	2/12	2/13	2/14	2/15	2/16	2/17	2/18	2/19	2/20	2/21	2/22	2/23	2/24	2/25	2/26	2/27	2/28	小計	合計
搬入予定量	0	0	338	213	94	166	240	0	0	315	220	98	166	234	0	0	316	210	82	164	242	0	0	315	221	84	168	220	4,106.00	4,651.00
焼却予定量	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	2,790.00	3,530.00
ごみピット残量	2,116	2,116	2,454	2,667	2,761	2,927	3,167	3,167	3,167	3,362	3,484	3,479	3,485	3,603	3,483	3,323	3,479	3,586	3,561	3,565	3,690	3,570	3,410	3,485	3,422	3,386	3,284	3,237		

3 月	3/1	3/2	3/3	3/4	3/5	3/6	3/7	3/8	3/9	3/10	3/11	3/12	3/13	3/14	3/15	3/16	3/17	3/18	3/19	3/20	3/21	3/22	3/23	3/24	3/25	3/26	3/27	3/28	3/29	3/30	3/31	小計	合計
搬入予定量	0	0	337	232	118	184	242	0	0	334	244	101	173	246	0	0	325	217	105	180	268	0	0	337	252	103	184	260	0	0	343	4,783.00	5,435.00
焼却予定量	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	3,250.00	6,680.00
ごみピット残量	2,957	2,637	2,804	2,908	2,911	2,935	3,054	2,934	2,774	2,848	2,803	2,776	2,689	2,801	2,681	2,521	2,686	2,925	2,971	2,991	3,141	3,025	2,865	2,942	2,907	2,728	2,592	2,568	2,289	1,969	1,992		

表中識別
160 当初計画 焼却炉稼働日(数値は処理量) 160 施設維持整備工事(炉停止) 160 DCS更新工事(炉停止)
50 小金井市搬入(数値は搬入量) 160 広域支援に伴う焼却炉稼働増加分 160 広域支援後の余力分(2炉目稼働可能)

7 周辺環境への評価について（排ガス中）

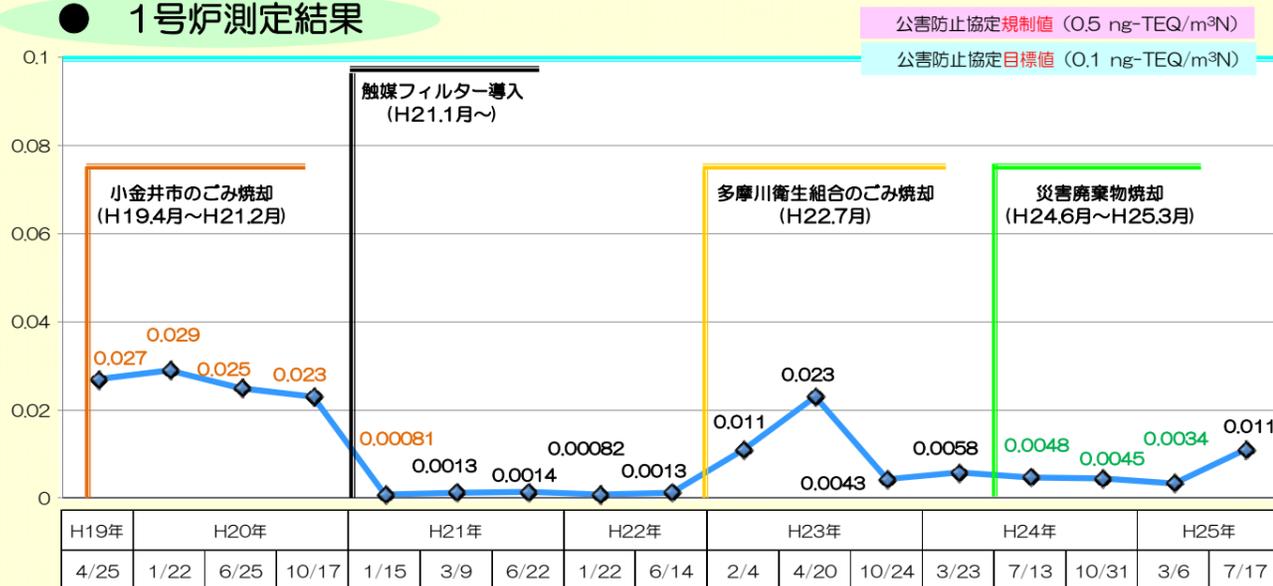
年度					平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (予定量)								
ごみ搬入量	構成市町分				69,699	67,674	65,418	63,610	64,272	63,523	63,100								
	広域支援分				6,932 (小金井市)	4,320 (小金井市)	0	2,236 (多摩川衛生組合)	0	1,427 (宮城県女川町災害廃棄物)	2,000								
	合計				76,631	71,994	65,418	65,846	64,272	64,950	65,100								
排ガスデータ	項目	単位	法規制値	協定規制値	協定目標値	最小値	最大値	最小値	最大値	最小値	最大値	最小値	最大値	最小値	最大値	最小値	最大値	最小値	最大値
	硫酸化物	ppm	(約440以下)	30	10	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
	窒素酸化物	ppm	250以下	50	40	10	30	7	26	9	34	11	30	10	33	16	35	10	34
	ばいじん	g/m ³ N	0.08以下	0.02	0.01	<0.001	0.001	<0.001	0.002	0.0009	0.001	<0.001	0.001	<0.001	0.004	<0.001	<0.001	<0.001	0.003
	塩化水素	ppm	430以下	25	10	<2	10	2	7	<2	10	3	9	5	13	8	10	3	8
	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	1.0以下	0.5	0.1	0.0035	0.045	0.00014	0.025	0.00012	0.0080	0.00089	0.011	0.0043	0.023	0.0017	0.0098	0.0083	0.014
	水銀	mg/m ³ N	-	-	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	<0.005	0.015	<0.005	0.008	<0.005	0.009	0.005	0.013

※1 平成25年度の搬入量は、搬入予定量を表示しています。

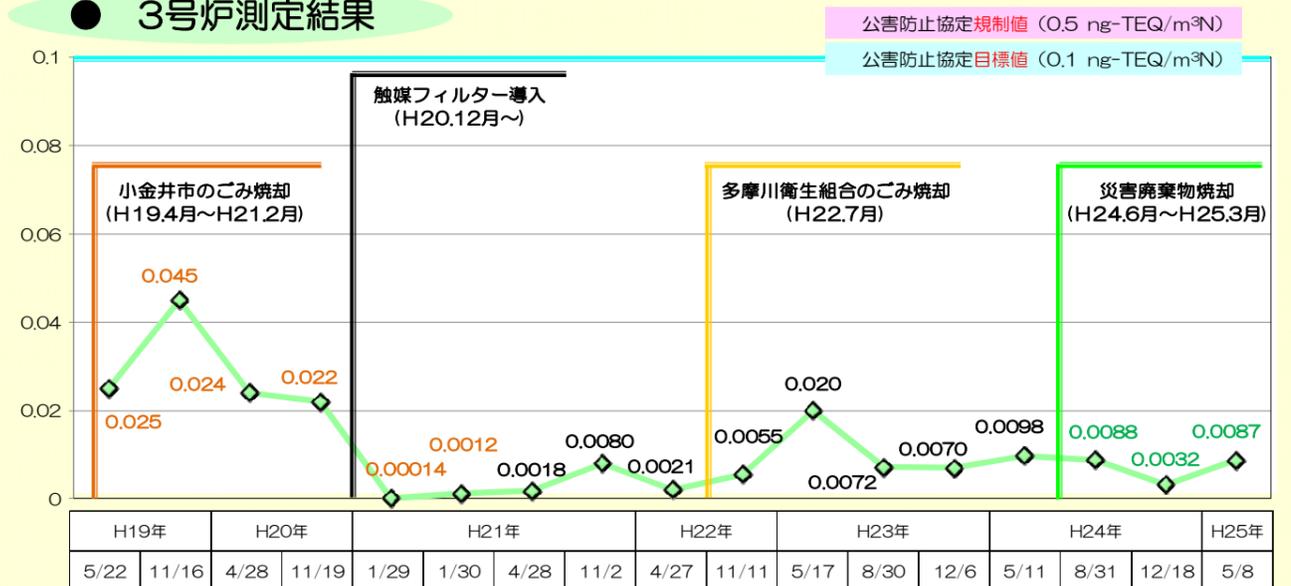
※2 平成25年度のデータは、10月までの測定値を表示しています。

◆ 排ガス中のダイオキシン類濃度の変化（単位：ng-TEQ/m³N）

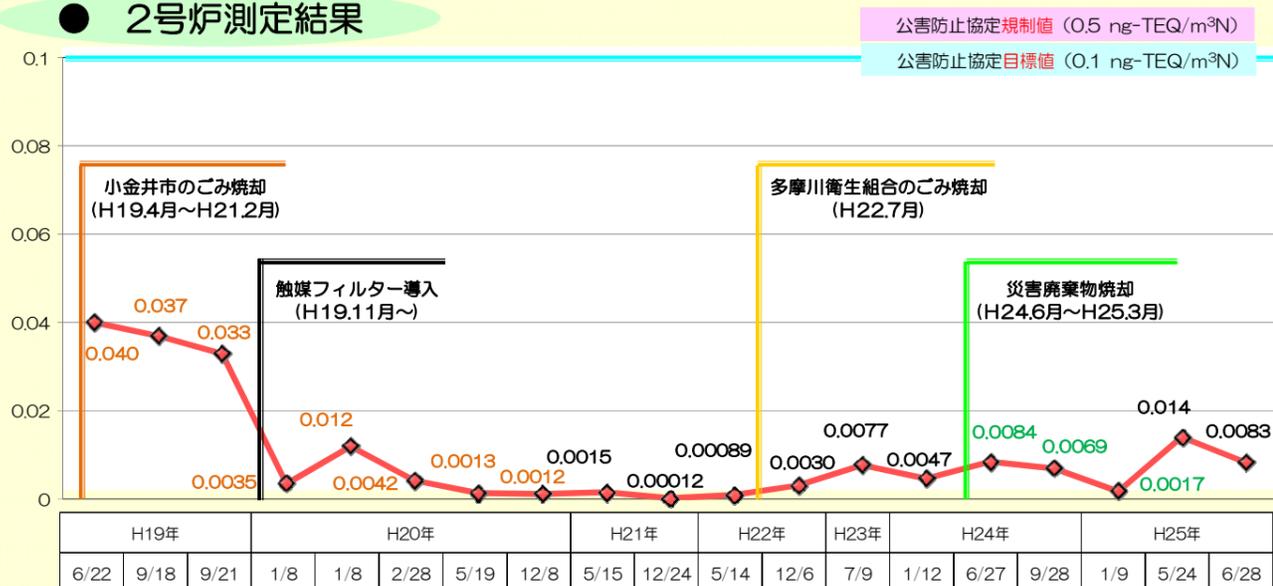
● 1号炉測定結果



● 3号炉測定結果



● 2号炉測定結果

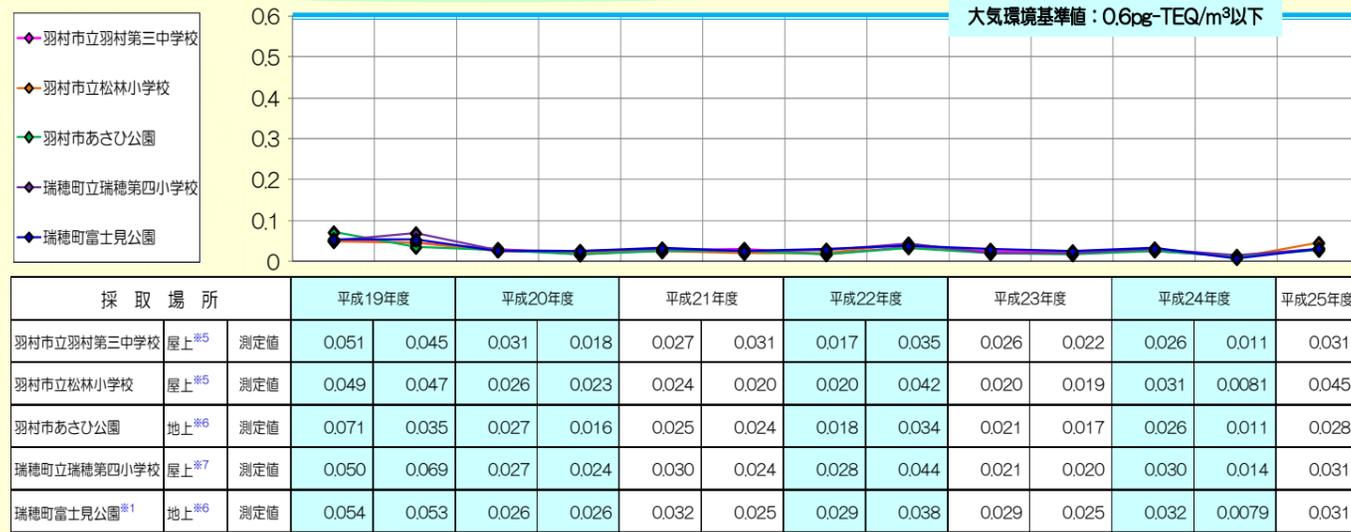


◆ 環境への評価

- (1) 上記の表は、平成19年度から平成25年度までのごみ焼却量と排ガスデータです。一番多い焼却量の平成19年度では、小金井市の広域支援を実施し、約76,000トン进行焼却していますが、排ガスデータは公害防止協定値を下回り順守しています。
- (2) 平成25年度に広域支援を実施した場合は、約65,000トン进行焼却することになりますが、平成19年度と比較して、約10,000トンの減量となることや高性能な環境対策設備に更新していることから周辺環境に与える影響についてはないものと判断しています。

8 大気環境中の測定結果について（参考）

● ダイオキシン類の測定結果（単位：pg-



● 二酸化窒素の測定結果（単位：ppm）



● 塩化水素の測定結果（単位：ppm）



● 二酸化硫黄の測定結果（単位：ppm）



● 浮遊粒子状物質の測定結果（単位：mg/m³）



※1 測定地点の変更：平成23年度から瑞穂町むさしの会館を瑞穂町富士見公園に変更して測定しています。
 ※2 最高値とは、1時間における最大の値です。なお、記載されている数値は、測定期間中における1時間値の最大の値を採用しています。
 ※3 平均値とは、1日における平均の値です。なお、記載されている数値は、測定期間中における1日平均値の最大の値を採用しています。
 ※4 測定期間中における最大の値を採用しています。
 ※5 地上から約15.0mとなっています。
 ※6 地上から約1.5mとなっています。
 ※7 地上から約11.4mとなっています。